

札幌市介護サービス情報の公表実施要綱

〔平成 30 年 3 月 28 日〕
保健福祉局長決裁
最近改正 令和 7 年 8 月 1 日

(目的)

第 1 条 本要綱は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 35 の規定に基づく介護サービス情報の公表に関し、必要な事項を定めることを目的とする。また、法施行規則（平成 11 年厚生労働省令第 36 号。以下「省令」という。）第 140 条の 47 の 2 の規定に基づく、調査に関する指針は本要綱において定めるものとする。

(趣旨等)

第 2 条 介護サービス情報の公表制度は、利用者がニーズにあった適切な事業者の選択ができるよう、また、事業者は自らが提供する介護サービスに関して、利用者により、適切に評価・選択されることによって、サービスの質の向上が図られるよう、事業者に対して、介護サービスの内容及び介護サービスを提供する事業所又は施設（以下「事業所等」という。）の運営状況に関する情報（以下「介護サービス情報」という。）の公表を義務付けているものである。

(介護サービス情報の報告、公表及び調査の対象となる事業所)

第 3 条 介護サービス情報の報告及び公表の対象となる事業所等は、省令第 140 条の 43 で定めるサービスの提供に係る指定又は許可を受けている事業所等（新たにサービスの提供を開始しようとする事業所等及び再開した事業所等を含み、休止した事業所等を除く。以下同じ。）とする。

2 第 4 条第 3 項第 1 号で定める計画の基準日（以下「計画の基準日」という。）以前に指定又は許可を受けている事業所等であって、当該基準日前の 1 年間（以下「前年度」という。）において介護サービスの対価として支払いを受けた金額（利用者負担額を含む。）が、100 万円以下の事業所等（以下「少額事業所等」という。）は除くものとする。

3 前項の規定にかかわらず、少額事業所等が介護サービス情報の報告及び公表を希望する場合は対象とする。

- 4 札幌市長（以下「市長」という。）は、北海道国民健康保険団体連合会と連携して、対象となる介護サービスの事業所に係る前年度における介護報酬支払額を把握し、対象となる事業所等を決定するものとする。
- 5 介護サービス情報の報告に関して調査の対象となる事業所等（以下「調査対象事業所等」という。）は、計画の基準日において、初めて公表の対象となった事業所及び必要と認める事業所等とする。
- 6 計画の基準日以前において、福祉サービス第三者評価を既に実施している事業所等又は前年度において地域密着型サービス外部評価（以下「外部評価」という。）を実施（前年度の外部評価の結果の公開日が当該基準日以降になった場合を含む。）している事業所等は、調査の対象としない。
- 7 第5項の規定にかかわらず、事業所等自らが調査を希望する場合は、調査の対象とする。

（介護サービス情報の報告、調査、公表に関する計画）

第4条 法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第37条の2第1項の規定による「報告計画」、政令第37条の5第1項の規定による「調査計画」及び政令第37条の11第1項において準用する政令第37条の5第1項の規定による「情報公表計画」は、一体の計画（以下「計画」という。）として策定し、市長が決定する。

2 決定した計画は、速やかに、インターネット等により公表する。

3 計画に記載する事項は、次のとおりとする。

(1) 計画の基準日は、4月1日とする。

(2) 計画の期間は、4月1日から3月31日までの1年間とする。

(3) 対象となる事業所等は、第3条第2項に規定する事業所等とする。

(4) 事業所等が報告する介護サービス情報は、省令別表第1に掲げる項目（以下「基本情報」という。）及び省令別表第2に掲げる項目（以下「運営情報」という。）とする。なお、新たにサービスの提供を開始しようとする事業所等については、運営情報の報告を要しないものとする。

(5) 報告の提出先は市長とし、提出期限は事業所等ごとに定めることとする。なお、事業を再開する事業所等については、事業を再開する月ごとに定める提出期限とすることとする。また、指定又は許可の申請中の者から提出された基本情報項目等については、指定又は許可を受けるまでは公表できないものとする。

(6) 報告の受理の開始時期は、報告の提出期限の2週間前からとする。調査対象事業所については、訪問調査の実施までに必要な事務処理期間を確保した上で、提出期限を定めることとする。

(7) 公表の時期は、事業所等ごとに、公表する月を定めることとする。

(介護サービス情報の公表の実施)

第5条 市長は、公表した計画を事業所等へ通知するとともに、事業所等に対し報告のために必要な様式等を配付するものとする。

2 介護サービス情報の報告及び受理は、次のとおり実施する。

(1) 事業所等は、提出期限前のできるだけ直近の情報により報告の様式を作成し、計画に基づく期限までに市長へ報告するものとする。

(2) 市長は、事業所等が報告する介護サービス情報について、報告内容に記入漏れ等の不備がないこと等を確認して受理するとともに、当該受理日等について、計画に基づき適正に管理を行うものとする。

3 調査は、次のとおり実施する。

(1) 調査は、札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課（以下「介護保険課」という。）の職員（以下「調査担当職員」という。）が行うこととする。

(2) 調査担当職員は、調査対象事業所等を訪問し、当該事業所等を代表する者に対する面接調査等の方法によって調査を行うものとする。ただし、面接調査以外の方法の方法により適正な調査が実施できると判断した場合は、その他の方法によって行うことができる。

(3) 調査時点は報告日現在とし、過去の実績等の調査対象期間は、報告された情報の作成日の前1年間とする。

(4) 調査担当職員は、調査の終了時に当該事業所等を代表する者に対して調査結果について説明し、事実誤認がないこと及び調査結果がそのまま公表されることについての同意を得るものとする。当該同意をもって、調査が終了するものとする。

(5) 調査の実施に当たって、二つ以上の介護サービスを一体的に実施している事業所等で、サービスの内容等の多くが共通している場合は、それぞれのサービスを一体的に調査するものとして区分し、一つのサービスの調査をもって、他のサービスの調査を実施したこととみなすことができる。

4 介護サービス情報の公表は、次のとおり実施する。

(1) 市長は、事業所等から報告された内容について、未記入事項の有無等を確認の上、計画に基づき介護サービス情報の公表を行うものとする

(2) 市長は、策定した計画の実施状況について適切に管理を行うものとし、適宜、進捗状況について公表するものとする。

(3) 公表は、インターネットにより行うものとし、必要に応じ紙媒体による情報提供、閲覧等を行うものとする。

(介護サービス情報の公表の頻度)

第6条 介護サービス情報の公表は、年1回行うものとする。

(苦情への対応)

第7条 公表情報に関する苦情の対応は、次のとおりとする。

- (1) 公表情報に関する苦情の窓口は、介護保険課とする。
 - (2) 市長は、公表情報に関して苦情のあったときは、事業所等に対する照会、再調査等を行い、適切な説明が得られた場合には、その旨を利用者に対して説明するものとする。この場合、公表されているサービス情報の訂正が必要な場合は、事業所等に訂正の報告を行うよう指導し、報告に基づき訂正を行うものとする。なお、適切な説明が得られなかった場合は、法に基づく処分等を検討するものとする。
- 2 調査に関する苦情の対応は、次のとおりとする。
- (1) 調査の実施に関する事業所等からの苦情については、介護保険課を窓口とし、適宜適切な対応を行うものとする。
 - (2) 調査結果についての同意が得られない場合
 - ア 調査担当職員は、調査結果について事業所等を代表する者の同意が得られない場合は、調査内容を持ち帰り、介護保険課内で協議するものとする。
 - イ 調査担当職員は、アの協議の結果、必要に応じて事業所等に対して照会等を行い、同意が得られた場合は調査結果を確定するものとする。
 - ウ 上記イの対応においても同意を得ることが困難である場合は、市長は、法に基づく処分等を検討するものとする。
- 3 市長は、苦情対応について経過を記録する。

附 則

- 1 本要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年8月1日)

- 1 本要綱は、令和7年8月1日から施行する。